

○ 登録要件

一時預かり ボランティアとして登録する者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法等の犬猫に係る法令に現に違反しておらず、遵守できること。
- (2) 本制度の目的を理解し、致死処分ゼロに向けた取り組みに賛同していること。
- (3) センターが実施する講習会の全課程を受講していること。
- (4) 一時預かりを行う施設を福岡県内（福岡市を除く）に有すること。
- (5) 以下のいずれかに該当すること。
 - i) 動物の愛護及び管理に関する法律第10条に定める第一種動物取扱業者のうち、飼養又は保管施設を有する者
 - ii) 獣医療法第2条第2項に定める診療施設（動物病院）
 - iii) i) 及び ii) の法で定める基準に準じた施設を有し、犬猫の習性・飼養に関し経験と専門的知識を有するとセンター所長が認めた個人または団体
- (6) 「7 ボランティアの遵守事項」を遵守できること。
- (7) 既に犬猫を飼養している場合、以下の全てを行っていること。
 - i) 犬の場合、狂犬病予防法に基づく登録と予防接種
 - ii) 猫の場合、完全屋内飼育
 - iii) 犬猫の日常的な健康管理及び必要に応じたワクチン接種
 - iv) 必要に応じた繁殖制限措置
 - v) 感染症等発生時に犬猫を適切に隔離できるスペースの確保
- (8) 本事業の円滑な遂行に支障をきたすことがないとセンター所長が判断できる者であること。